【窓口負担割合が2割になる方には負担を抑える配慮措置があります】

令和4年10月1日の施行後3年間(令和7年9月30日まで)は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。

配慮措置の適用で払い戻しとなる方には、高額療養費として、事前に登録されている口座へ払い戻します。2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には令和4年9月の被保険者証発送後に広域連合から申請書を郵送予定です。

<配慮措置が適用される場合の計算方法> ※1か月の医療費全体額が50,000円の場合

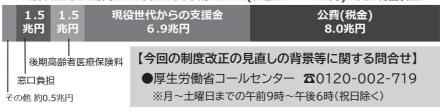
①窓口負担割合1割のとき	5,000円
②窓口負担割合2割のとき	10,000円
③負担増(②-①)	5,000円
④窓口負担増の上限	3,000円
<u> ⑤払い戻し等 (③ - ④)</u>	2,000円

配慮措置…1か月 5,000 円の負担増を 3,000 円までに抑えます。

【見直しの背景】

今回の負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。 令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。

後期高齢者の医療費のうち、 窓口負担を除いて約4割が現 役世代(子や孫)の負担(支援 金)となっており、今後も拡大し ていく見通しとなっています。 75歳以上の後期高齢者の医療費の財源内訳(総額約18.4兆円)※令和4年度国予算案ベース



ねんきんだより



問合せ 保険健康課 介護年金担当 ☎0495-77-2113 FAX0495-77-2117

年金相談・お手続きの際は、ぜひご予約を!

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、「予約相談」を行っています。年金事務所等の窓口で、年金請求の手続きや受給している年金についての相談を希望される方は、お待たせ時間の少ない「予約相談」をぜひご利用ください。

ご予約は、全国共通の「相談予約受付専用番号」へお電話いただくか、年金事務所へ電話・来訪時等にお申 込みください。

【予約したいときは何を伝えたらいいですか?】

相談内容、相談者のお名前、基礎年金番号(不明な場合は住所、生年月日)、その他、ご相談内容により追加でお伺いすることがあります。

(例) ●老齢年金の請求:配偶者の情報など ●遺族年金・未支給年金請求:亡くなられた方の情報など スムーズに相談を進められるよう、伺った内容をもとに事前準備をしてお待ちしております。

☆相談予約受付専用番号

20570-05-4890

<受付時間>

月~金曜日 午前8時30分~午後5時15分

○問合せ

熊谷年金事務所 048-522-5012 保険健康課 0495-77-2113

地域総務課 0274-52-3271

後期高齢者医療被保険者証の更新について

問合せ 保険健康課 保険担当 **☎**0495-77-2113 FAX0495-77-2117

現在使用されている後期高齢者医療被保険者証(被保険者証)の有効期限は<u>令和4年9月30日(金)</u>までとなっています。新しい被保険者証は、9月中に特定記録郵便で郵送します。

10月1日以降に医療機関を受診する場合は、新しく交付されるピンク色の被保険者証を使用してください。また、古い被保険者証は、確実に裁断するなどの処分をお願いします。

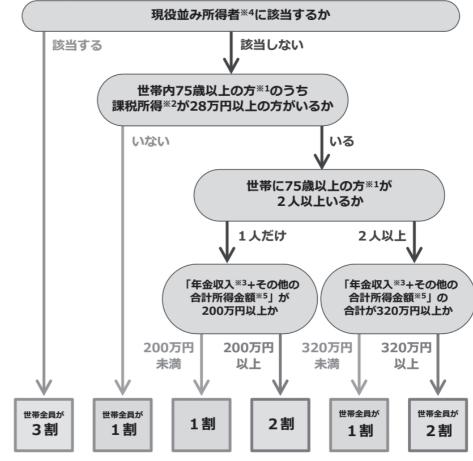
【窓口負担割合の変更について】

令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)は、現役並み所得者(窓口負担割合 3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

区分	医療費負担割合	
[令和4年9月30日まで	令和4年10月1日から
現役並み所得者	3割	3割
一定以上所得のある方	1割	<u>2割</u>
一般所得者等		1割

【2割負担の所得基準】

世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の方※1の課税所得※2や年金収入※3をもとに、世帯単位で判定します(令和3年中の所得をもとに、令和4年9月中に被保険者証を送ります)。



- ※1 後期高齢者医療の被保険者…75歳以上または65~74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方
- ※2 「課税所得」とは住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)等を差し引いた後の金額)です。
- ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- ※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方
- 《5 「その他の合計所得金額」とは事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

9 KAMIKAWA 9月号 KAMIKAWA 9月号 8